

城西大学父母後援会

父母後援会共済事業規約

城西大学父母後援会

共済事業について（概要）

現在城西大学父母後援会においては、授業における災害や日常生活中における災害について共済制度を設けている。共済事業としては、学生教育研究災害傷害保険（以下学生保険という）と生命保険への加入により、学生自身に対する災害の保障や学費補助、死亡見舞金、傷害見舞金、災害見舞金などがある。

学生保険は主として、正課中の災害が対象となっているので、これを補うために生命保険に入り、24時間中に発生したすべての災害について保障をする。

1. 学生教育研究災害傷害保険制度

当大学の正課中及び課外活動中・学校施設等相互間の移動中・通学中に生じた**急激かつ偶然な外来の事故**によって身体に傷害を被った場合のみ支払われる。

（注）（1）正課中とは、**講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間**をいい、次に掲げる間を含みます。

① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。
ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く。

② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

（2）大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

（3）課外活動中とは、大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内において、大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動、または体育活動を行っている間。（寄宿舍に在る間、大学の禁じた時間、場所に在る間または大学が禁じた行為を行っている間は除く）但し、学校施設外の課外活動については大学に届け出た活動に限る。

（4）大学が教育研究活動のために所有、使用または管理している学校施設内に在る間。（寄宿舍に在る間、大学が禁じた時間、場所に在る間または大学が禁じた行為を行っている間は除く）

(5) 学校施設等相互間の移動中とは、大学の授業等、学校行事または、課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く）により、大学が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

(6) 「通学特約」

大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く）により住居と学校施設等との間を往復する間。

(7) 「接触感染特約」

臨床実習（病院又は診療所等で行う実習）の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合。

2. 生命保険

正課中も含み、すべての傷害について保障する。

支払われる保険金

病気による死亡、高度障害	150万円
不慮の事故による死亡、高度障害	150万円
障害給付金	15万円～105万円
災害・入院給付金	（入院5日以上120日を限度）1日 2,250円

3. 授業料補助

学費支弁者たる会員が不幸にして死亡したときは、その遺志をつぎ無事子女が通常の卒業課程の範囲内までの授業料及び施設設備費の補助を行うものとする。

補助により卒業に至った時は、卒業時、後援会事務局に報告するものとする。

4. 弔 慰 金

会員死亡	10万円
学生死亡	10万円

5. 傷害見舞金

学生が正課中又は課外活動等により傷害事故を起した場合は完治するまでの治療費の実費10万

円を限度として支給する。但し、学生保険および生命保険から給付される医療保険金及び入院給付金の給付額を差し引いた限度を10万円とする。

6. 災害見舞金

1. 会員が不慮の災害を蒙ったときは、次の規定により見舞金を給付する。

種 別 金 額	火 災	災 害
5 万 円	家屋一部焼失	床上浸水及び家屋一部損壊
10 "	家 屋 半 焼	家 屋 半 壊
15 "	" 全 焼	" 全 壊

2. 学生の居住する下宿、アパートが火災で焼失した場合、災害で被害を蒙ったときはその被害の程度により10万円を限度として見舞金を給付する。

7. その他必要と認められた事業

父母後援会共済事業規約

(目的)

第1条 城西大学父母後援会（以下「父母後援会」という。）は、学生の父母、または学生の父母以外の学費負担者の相互扶助の精神に則り、城西大学父母後援会共済事業（以下「共済事業」という。）を行うものとする。

(共済事業の対象者)

第2条 共済事業の対象者は、共済事業の適用を希望する学生等の父母、または学生等の父母以外の学費負担者（以下「父母等」という。）及び父母等が学費を負担している城西大学の学生、大学院生、別科学生、短期大学学生、各学部・大学院の研究生若しくは科目等履修生（以下「学生等」という。）とする

(登録)

第3条 共済事業の適用を希望する学生等の父母、または学生等の父母以外の学費負担者は、様式第1号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

2 父母後援会は、様式第1号を提出した者を共済事業の対象者として登録する。

(学生保険及び生命保険の加入)

第4条 父母等は、学生等を父母後援会が加入している保険会社「以下（保険会社）という。」の「学生教育研究災害傷害保険」（以下「学生保険」という。）及び「生命保険」に加入させる。このことにより、学生は正課授業中や課外活動・通学中若しくは学内外を問わず学生生活が保障され、父母等は次の場合は保険会社の保険約款（特約条項含む）に基づき、保険金の支払いを受けることができる。

- (1) 正課中及びそれに準ずる研究活動中並びに学生等の住居と学校施設等との間の通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した、傷害及び死亡、後遺症になった場合。
- (2) 学生の日常生活（課外活動等も含む）で被った不慮の事故による入院及び所定の障害状態になった場合、死亡または所定の高度障害になった場合。
- (3) 病気による死亡、または所定の高度障害になった場合。

2 保険金受取人は父母等とする。

(父母等の死亡による授業料等の補助)

第5条 父母後援会は、父母等が不幸にして死亡したときは、学生等が通常の卒業過程の範囲内までに必要となる授業料及び施設設備費（以下「授業料等」という。）の補助を行うものとする。

2 第1項に基づき授業料等の補助を受けようとする場合は、様式第2号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

3 第2項の申請があった場合は、速やかに幹部会で審査し、申請した本人に審査の内容を様式第4号で通知する。

4 授業料等の補助の支給期間は、学生等の通常の修了年限とする。

5 授業料等補助の始期は、本来父母等の死亡した時に発生するが、授業料等補助の支給開始は、原則として授業料等補助を受給する学生等の申請時点を開始日とする。

(1) 父母等が4月1日から9月30日までの間に亡くなった場合は、当該年度の後期分から授業料等の補助の開始となる。

(2) 父母等が10月1日から翌年3月31日までの間に亡くなった場合は、翌年の前期分から授業料等の補助の開始となる。

(3) 新入学の場合で、授業料等の納付を含む入学手続き終了時から、3月31日までに父母等が亡くなったときは、後期分から授業料等の補助の開始となる。

(父母等及び学生等の見舞制度)

第6条 父母後援会は、父母等が不慮の災害に遭遇した場合、学生が正課中、課外活動中及び日常生活中に障害事故に遭った場合は見舞金を支給する。

2 父母等及び学生等は、見舞金等を請求する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。支出の方法は、所定の金融機関への振込とする。

(共済費)

第7条 共済費は、学生等（休学者を含む。）1人あたり年額9,000円を父母等が負担する。

2 共済費の納入は、入学時9,000円とし、2年次以降毎年4月末日までに9,000円を納入する。

3 共済事業運営上やむを得ない場合は、共済費を増額することができる。ただし、増額する場合は、大学側の意見を聴くとともに父母後援会の幹部会及び役員会の議を経て、直近の総会で承認を得ることとする。

(留年及び休学の取扱い)

第8条 学生等が病気、負傷等によりやむを得ず留年及び休学した場合は、次年度の授業料等の補助について、事前に様式第3-1号に必要事項を記入し理由届を添付して申請することができる。

(授業料等補助の更新)

第9条 授業料等の補助を受けている者は、毎年12月末日までに様式第3-2号に必要事項を記入し更新の申請をする。申請のない者に対しては授業料等の補助を停止する。

(卒業時の報告)

第10条 授業料等の補助を受けている者は、卒業時に様式第7号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。未報告の場合は、父母後援会事務局より報告の催促をする。

(学生保険の保険料等)

第11条 学生保険の保険料は、保険会社の保険約款に基づき別表1のとおりとする。改定する場合、父母後援会事務局は幹部会及び役員会に報告するものとする。

2 保険有効期間は卒業年度の3月31日までとする。

別表1

学 部		保険期間	保 険 料	通学特約	感染特約
経済学部		4年間	2,300円	1,000円	70円
現代政策学部		4年間	2,300円	1,000円	70円
経営学部		4年間	2,300円	1,000円	70円
理学部		4年間	2,300円	1,000円	70円
薬学部（薬科学・医療栄養）		4年間	2,300円	1,000円	70円
薬学部（薬学）		6年間	3,300円	1,400円	100円
大 学 院 生	経済学研究科	2年間	1,200円	550円	40円
	経営学研究科	2年間	1,200円	550円	40円
	理学研究科	2年間	1,200円	550円	40円
	薬学研究科（博士課程）	4年間	2,300円	1,000円	70円
	薬学研究科（博士後期）	3年間	1,800円	800円	50円
	薬学研究科（博士前期）	2年間	1,200円	550円	40円
別科		1年間	650円	350円	20円
城西短期大学		2年間	1,200円	550円	40円

(生命保険の保険料等)

第12条 生命保険の保険料は、保険会社の保険約款に基づく料額とする。改定する場合、父母後援会事務局は幹部会及び役員会に報告するものとする。

2 保険の有効期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日）とする。

(共済基金)

第13条 共済事業に係る予期せぬ事態に対応するため、基金を設ける。

(学生保険の保険金)

第14条 学生保険の保険金は別表2のとおりとする。

別表 2

①正課中・学校行事中の死亡	2,000万円
〃 傷害（1日目から）	3,000円～ 30万円
後遺障害金	120 万円～ 3,000万円
入院給付金（1日目から 180日を限度）	1 日につき 4,000円
②学校施設内（課外活動を除く）・通学中の死亡	1,000万円
〃 傷害（4日目から）	6,000円～ 30万円
③学校施設内外での課外活動中の死亡	1,000万円
〃 傷害（14日目から）	30,000円～ 30万円
②③についての	
後遺障害金	60 万円～ 1,500万円
入院給付金（1日目から 180日を限度）	1 日につき 4,000円
但し、後遺障害金は保険約款による所定の障害の程度に応じて保険金が支払われます。	

（生命保険の保険料）

第15条 生命保険の保険金は別表 3 のとおりとする。

別表 3

① 病気による死亡，高度障害	150万円
② 不慮の事故による死亡，高度障害	150万円
③ 障害給付金	15万円～ 105万円
④ 災害・入院給付金（入院 5 日以上 120日を限度）1 日	2,250円
但し，高度障害保険金は，普通保険約款による所定の高度障害状態に該当した場合に支払われます。また，障害給付金は，災害総合保障特約条項による所定の身体障害の程度に応じて給付金が支払われます。	

（正課中の死亡事故等）

第16条 正課中に死亡事故又は傷害事故に遭った場合は，第 11 条の学生保険と第 12 条の生命保険の保険金が支払われる。

（弔慰金の申請と支出）

第17条 父母等若しくは学生等が死亡し，弔慰金の給付を希望する場合は，様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。ただし，入学手続き修了時から入学する年の 3 月 31 日までに父母等が死亡した場合は，弔慰金の給付はしない。

2 第 1 項の申請があった場合は，速やかに様式第 6 号により通知する。弔慰金は 10 万円とする。

（傷害見舞金の申請と支出）

第18条 学生等が正課中傷害事故に遭い傷害見舞金の給付を希望する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

2 第1項の申請があった場合は、速やかに様式第6号により通知する。傷害見舞金は学生保険及び生命保険から支払われる部分を除き、10万円を上限として給付する。

3 学生等が正課中以外の課外活動等で傷害事故に遭い傷害見舞金の給付を希望する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

4 第3項の申請があった場合は、速やかに様式第6号により通知する。傷害見舞金は学生保険及び生命保険から支払われる部分を除き、10万円を上限として給付する。

(災害見舞金の申請と支出)

第19条 父母等が不慮の災害を被り災害見舞金の給付を希望する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

2 第1項の申請があった場合は、速やかに様式第6号により通知する。災害見舞金は別表4のとおりとする。

別表4

種 別 金 額	火 災	災 害
5 万 円	家屋一部焼失	床上浸水及び家屋一部損壊
10 “	家 屋 半 焼	家 屋 半 壊
15 “	“ 全 焼	“ 全 壊

3 学生等が居住する建物が火災で焼失し災害見舞金の給付を希望する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。

4 第3項の申請があった場合は、速やかに様式第6号により通知する。災害見舞金は10万円を上限とする。

(役員及び運営)

第20条 共済事業の役員及び運営は、この規約の他に城西大学父母後援会実施細則（以下「細則」という。）による。

(会計年度)

第21条 共済事業の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第22条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は細則第8条第2項の共済委員会で協議し、細則第6条の幹部会に諮り、役員会の承認を得ることとする。

付 則

- ①本共済事業規約は昭和52年 4 月 1 日より実施する。
- ②本共済事業規約は昭和52年 9 月17日一部改正, 昭和53年 4 月 1 日より実施する。
- ③本共済事業規約は昭和53年 4 月 8 日一部改正, 昭和54年 4 月 1 日より実施する。
- ④本共済事業規約は昭和54年 7 月21日一部改正, 昭和55年 4 月 1 日より実施する。
- ⑤本共済事業規約は昭和56年 7 月18日一部改正, 昭和56年 7 月18日より実施する。
- ⑥本共済事業規約は昭和58年 4 月 8 日一部改正, 昭和58年 4 月 8 日より実施する。
- ⑦本共済事業規約は昭和59年 4 月 7 日一部改正, 昭和59年 4 月 1 日より実施する。
- ⑧本共済事業規約は昭和61年 4 月 8 日一部改正, 昭和61年 4 月 1 日より実施する。
- ⑨本共済事業規約は昭和62年 4 月 8 日一部改正, 昭和62年 4 月 1 日より実施する。
- ⑩本共済事業規約は平成 2 年 4 月 8 日一部改正, 平成 2 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑪本共済事業規約は平成 3 年 4 月 8 日一部改正, 平成 3 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑫本共済事業規約は平成 4 年 4 月 8 日一部改正, 平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑬本共済事業規約は平成 5 年 4 月 8 日一部改正, 平成 5 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑭本共済事業規約は平成 6 年 4 月 8 日一部改正, 平成 6 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑮本共済事業規約は平成 7 年 4 月 8 日全部改正, 平成 7 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑯本共済事業規約は平成 8 年 4 月 8 日一部改正, 平成 8 年 4 月 1 日より実施する。
- ⑰本共済事業規約は平成10年 4 月 3 日一部改正, 平成10年 4 月 1 日より実施する。
- ⑱本共済事業規約は平成14年 4 月 3 日一部改正, 平成14年 4 月 1 日より実施する。
- ⑲本共済事業規約は平成15年 4 月 5 日一部改正, 平成15年 4 月 1 日より実施する。
- ⑳本共済事業規約は平成16年 4 月 5 日一部改正, 平成16年 4 月 1 日より実施する。
- ㉑本共済事業規約は平成17年 4 月 4 日一部改正, 平成17年 4 月 1 日より実施する。
- ㉒本共済事業規約は平成18年 4 月 4 日一部改正, 平成18年 4 月 1 日より実施する。
- ㉓本共済事業規約は平成21年 4 月 4 日一部改正, 平成21年 4 月 1 日より実施する。
- ㉔本共済事業規約は平成23年 4 月 4 日一部改正, 平成23年 4 月 1 日より実施する。
- ㉕本共済事業規約は平成24年 4 月 5 日一部改正, 平成24年 4 月 1 日より実施する。
- ㉖本共済事業規約は平成25年 3 月16日改正, 平成25年 4 月 1 日より実施する。

諸 様 式 見 本

様式第 1 号

受験番号		学籍番号 ※1	
父母後援会用	城西大学父母後援会会長 殿		
保険会社用	FWD生命保険株式会社 御中		
登 録 書 (兼) 加 入 届			
西暦 年 月 日			
父 母 等	住 所	TEL ()	
	フリガナ	学生等との	※2
	氏 名	続柄	
父母後援会（保険制度を含む）へ加入いたします。 第3条第1項に基づき、下記学生等の学費負担者として登録書及び加入届を提出します。 ※1 学籍番号は記入しないでください。 ※2 学生等からみた続柄を記入してください。 注1 太枠のみ記入してください 注2 この登録書兼加入届が未提出の場合、共済費が納入されていても城西大学父母後援会共済事業の適用を受けることはできません。 注3 必ず捺印し合格資料と一緒に返送してください。			
大 学	学 部 学 科		
大 学 院	研 究 科		
短 期 大 学	専 攻		
別 科	学 科		
フ リ ガ ナ	研 究 科		
学 生 等	生 年 月 日		
氏 名	年 月 日		
本登録書兼加入届は、城西大学父母後援会加入及び共済事業以外の目的で使用することはありません。			

様式第 2 号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部 学科
研究科 専攻
学科

学籍番号 _____
学生等氏名 _____
届出人住所 _____
氏 名 _____ (印)

今般、下記のとおり学費負担者が死亡いたしましたので、第 5 条第 2 項に基づき関係書類と共に本書類を提出いたします

記

学費負担者氏名 _____
学生等との続柄 _____
死 亡 年 月 日 年 月 日
死 亡 理 由 _____
※関係書類 死亡診断書（コピー可）等

様式第3－1号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部 学科
研究科 専攻
学科

学 籍 番 号 _____
学 生 等 氏 名 _____
届 出 人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
学生等との関係 _____

第8条（留年及び休学の取扱い）に基づき、本書類を提出します。

添付書類 理由届及び診断書

様式第3－2号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部 学科
研究科 専攻
学科

学 籍 番 号 _____
学 生 等 氏 名 _____
届 出 人 住 所 _____
氏 名 _____ (印)
学生等との関係 _____

第9条（授業料等補助の更新）に基づき、本書類を提出します。

様式第4号

城父発第 号
年 月 日

殿

城西大学父母後援会
会長 印

年 月 日に申請のあった件について、第5条第3項に基づき、下記を通知いたします。

記

学部 学科
研究科 専攻
学科

学 籍 番 号

学 生 等 氏 名

補 助 開 始 年 期分

補 助 終 了 年 期分

補 助 金 額 定額（授業料及び施設設備費）

支 給 方 法 城西大学父母後援会より城西大学経理課納入

様式第5号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部 学科
研究科 専攻
学科

学 籍 番 号 _____
学 生 等 氏 名 _____
届出人住所 _____
氏 名 _____ 印

第6条第2項・第17条第1項・第18条第1項・第19条第1項（該当するものに○）に基づき、関係書類と共に本書類を提出いたします。

記

種 別 見舞金・弔慰金（該当する方に○）

添付書類

そ の 他

関係書類

傷害見舞金の場合は、領収書

（但し治療費が1万円以上の場合は領収書と共に診断書を必要とする）

災害見舞金の場合は、市区町村長の発行する災害証明書

弔慰金の場合は、死亡診断書（コピー可）

様式第6号

城父発第 号
年 月 日

殿

城西大学父母後援会
会長 _____ (印)

申請のあった件について、下記のとおり給付いたします。

記

種 別

金 額

様式第7号

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

学部 学科
研究科 専攻
学科

学 籍 番 号 _____

学生等氏名 _____ (印)

学生等住所 _____

城西大学父母後援会より、授業料等の補助を受けてきましたが、第10条に基づき、御礼文と共に本書類を提出し卒業時の報告をいたします。

様式第8号

領 収 書

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

一金

但し

上記金額正に受取りました。

住 所

氏 名

